

●香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成28年9月6日

香川県監査委員	林	勲
同	大西	均
同	香川	芳文
同	高城	宗幸

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成27年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
建築指導課	平成28年7月21日
長尾土木事務所	平成28年8月1日
高松土木事務所	〃
中讃土木事務所	平成28年8月2日
西讃土木事務所	〃
高松港管理事務所	〃
土木監理課	平成28年8月16日
道路課	〃
河川砂防課	〃
技術企画課（工事検査室）	平成28年8月17日
港湾課	〃
都市計画課	〃
下水道課	〃
住宅課	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

受託事業において、業務完了通知書に納入通知書を添付するとしているが、実際は添付されておらず、3か月以上後に納入通知書が発行されていた。（技術企画課）

イ 手当について

(ア) 県内出張及び県外出張に係る旅費について、支払が3か月以上遅延しているものがあった。また、自家用車を使用した出張について、旅費が支給されていないものがあった。（中讃土木事務所）

(イ) 県外出張に係る航空運賃について、領収書が提出されていないものがあつた。また、領収書の金額が誤ってシステムに入力されているものがあつた。(河川砂防課)

ウ 契約について

(ア) 電子複写機の賃貸借契約について、契約書に添付された特記事項の内容が入札で示した仕様書と異なっていた。(中讃土木事務所)

(イ) 賃貸借契約の入札に当たり、予定価格を作成する者が適格でなかつた。また、同契約については、初年度の執行伺書により、長期継続契約の起案をしていた。(技術企画課)

エ 物品について

(ア) 軽貨物自動車について、12か月法定点検をしていなかった。(高松港管理事務所)

(イ) 公の施設の指定管理者から県に引き継がれた備品について、備品一覧表への登記ができず、当該備品を含む物品の貸付契約の締結が遅れていた。(都市計画課)

(ウ) 委託先に貸与した物品について、その増減があつたときは、年度の途中においても貸与物品の変更手続を行う必要がある。(下水道課)

(エ) 小型貨物自動車について、6か月法定点検をしていなかった。(住宅課)

(3) 検討指示事項

該当事項なし